慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジョン・ヘンリー・ウィグモアの残した二つの契約書：「日本関連文書」の構造とその研究
Sub Title	
Author	岩谷, 十郎(Iwatani, Juro)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1996
Jtitle	近代日本研究 Vol.13, (1996.) ,p.25- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19960000-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究
第13巻(1996)

ジョン・ヘンリー・ウィグモアの残した二つの契約書

——「日本関連文書」の構造とその研究——

岩谷十郎

序

1893年（明治26年），慶応義塾大学部法律科専任教授の任を解かれ帰米した翌年，ウィグモア（John Henry Wigmore, 1863－1943）はノースウェスタン大学ロースクールの教授の職に就く．

そのロースクールがあるシカゴの市街地から北におよそ20キロの地点にエヴァンストン（Evanston）という街がある．現在はこちらに同大学の本拠地が定められている．四年前の夏，私はこのエヴァンストンにいた．(1) 広大な大学キャンパスを横切りミシガン湖のほとりに出れば，かなたにシカゴの高層ビル群を望むことができた．冬には厳しい寒さの中に凍結するこの湖も，その時は穏やかな表情を見せていた．

その緑豊かなキャンパスの中に位置する大学図書館の中に（Deering wing），ノースウェスタン大学大学史資料室（Northwestern University Archives）がある（以下，大学史資料室と略）．(2) ここに，膨大な量にのぼる「ウィグモア文書」（Wigmore Collection）が収められているのである．私はその文書を前にしたときのあの感動を今も忘れることができない．そ

れは，ウィグモアの輝かしいライフヒストリーを雄弁に物語る数多くの資料群との出会いだけではなく，大学史資料室に働くアーキヴィストたちの仕事を目の当りにしたためである．私は，その極めて機能的かつ徹底した大学史資料の管理及び保存の体制や，それらを黙々と維持運営している彼らの使命感に心を打たれた．その時まで為されてきたウィグモア文書の整理作業は彼らの存在なしには無理であったし，これからの作業も彼らに蓄えられたスキルの活用なくしては全く不可能であろう[3]．

本稿では，このウィグモア文書の中でも，今日最も整理が進んでおり，すでに利用者の便に供せられてもいる「日本関連文書」(Japanese Series)の構造を示し，そこに含まれるいくつかの資料を紹介することにしよう[4]．そこに整理される文書群は，日本滞在期のウィグモアの存在とその活動を，近代日本の法史的コンテクストの中で，よりいっそう豊かに語り出す枠組みを提供してくれるに違いない．

I　滞日期(1889－1892)のウィグモアと「日本関連文書」の構造
——その照応関係

1　「日本関連文書」の存在とその利用[1]

今日，ウィグモアについての最も詳細なバイオグラフィーは，William R. Roalfe, "John Henry Wigmore, Scholar and Reformer", Northwestern University Press, Evanston, 1977（以下ロオルフ著『ウィグモア』と略）であろう．このロオルフ氏の著書を，特に日本関連の箇所(同書，Chapter 4. "Japan" pp. 21－31, および Chapter 16. "The World Community" の一部，pp. 267－271）を抜粋して翻訳する形で，紹介したのが平良氏であった[2]．

ところで上の書の読者は，ロオルフ氏によって引用される膨大な参照文

献の中に，“Wigmore Collection” なる資料名が夥しく散見されることに気づいたに違いない．ロオルフ氏によれば，自ら使用した未公刊の資料は，特に指示のない限りノースウェスタン大学ロースクール図書館にあるこの “Wigmore Collection” に基づいたことが記される[3]．また，早くからこうしたウィグモアに関連する文書の存在に気をとめておられ，たびたびシカゴを訪れロオルフ氏とも親交のあった平氏は，次のようなコメントを残している．

> 註の中に Wigmore Collection となっているものが極めて多く見られるが，これ（に）は公刊された図書，著作というよりは，ウィグモア夫妻の日記，書簡等の，多くはハンドライティングのまま所蔵されていたものが，ノースウェスタン大学法律図書館の手によってタイプ字化されて整理したものを中心として，ウィグモアに関連するウィグモア宛の書簡や，ウィグモアに関する講演等が入っている[4]．

上にみたように，ロオルフ，平両氏によればこの “Wigmore Collection” は，当時シカゴのロースクール図書館にあった[5]．だが実は，ロオルフ氏の著述に際し縦横に用いられ，平氏によってその存在が伝えられていたこの「コレクション」が，今から12年前にエヴァンストンの大学史資料室に統括されたことを私が知ったのは，調査滞在の折りに主任アーキヴィストのクイン氏に直接伺った時であった[6]．1987年には，「近時大学史資料室によってすすめられる特筆すべき事業」のひとつとして，大学のシカゴキャンパスにある（ロースクールやメディカルスクールなどの）専門職業学部（professional schools）への文書サービスの「拡張」が挙げられ，その手初めとしてウィグモア関係の文書が整理されたことが報告されている[7]．

この作業の一環としてか，同じ年の夏，大学史資料室が Peter William Oehlker 氏に依頼して，日本関連の部分についての概要調査を行った．その概要調査報告書（以下，「概要報告書」と略）は，今日，“John Henry

Wigmore Papers, Japaneses series notes" として，大学史資料室にて見ることができる[8]．この87年に行われた調査は，膨大なウィグモア関連の文書の中で，「日本関連文書」を範疇化しその内容を示したものとして最も古いものであるといえよう[9][10]．こうした予備的作業を踏まえ，その後資料室の手によって，この日本関連の資料についてのさらに細かい目録が作成された．これが，"John Henry Wigmore Papers, Preliminary Container List, –Japanese Series–" である（以下，「内容目録（"Preliminary Container List"）」と略[11]）．私は現地における調査を，このリストの資料項目にしたがいひとつひとつ精査する形ですすめたが，それは "prelininary" とはいえ極めて正確なリストであることが判明した．これらの「概要報告書」や「内容目録」は，いずれも草稿（draft）の段階にあることを念をおされたが，1995年夏の段階でこれらの資料に付け加えるべきなんらの新しい情報は発見されていない，ということなので，「日本関連文書」についての現時のほぼ固まった整理状況を示したものとして受け取ってよかろう．

以上に記したように，かつてロースクールに所蔵されていたウィグモア文書は，1984年にシカゴを離れエヴァンストンの大学史資料室に，そのほとんど全てが統合された[12]．その後，同資料室によって鋭意分類整理がすすめられているが[13]，その中でも特に「日本関連文書」の整理が最も早く行われ詳細なリストが完成していることが分かった．そこで次に，こうした大学史資料室によって行われた整理分類を出発点としながらも，資料相互間の内在的関連に目を注ぎ，「日本関連文書」の構造をとりあえず「概念的に」総括する視点を提起することにしよう．

2　「日本関連文書」の構造

全部で14ボックスからなる「日本関連文書」の内容的あらましについて

－「日本関連文書-1889－92・1935-」の内容概念図－

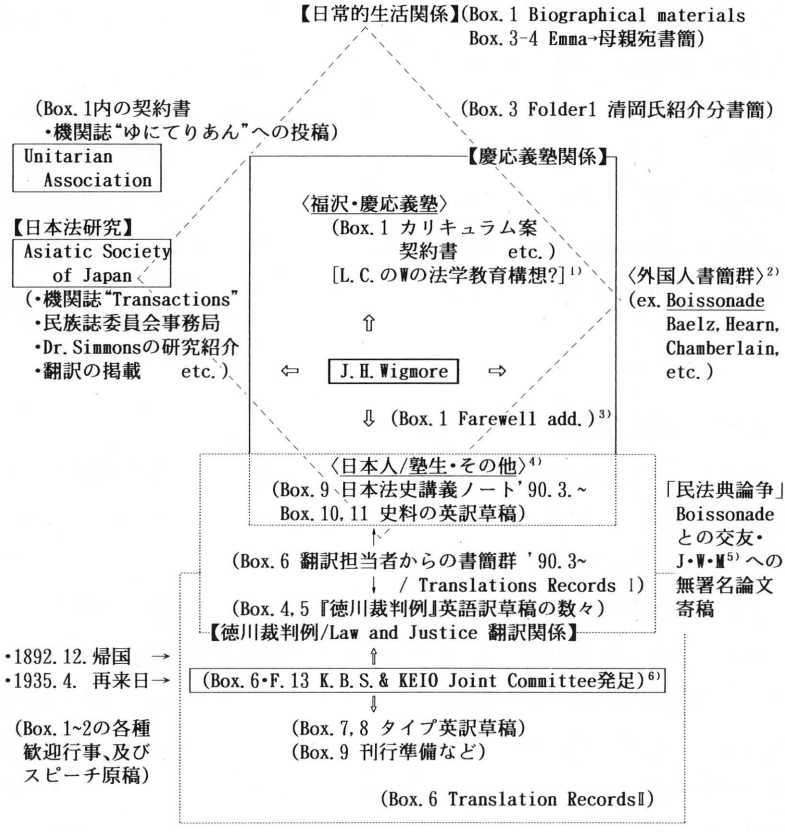

註) 1) これは、ノースウエスタン時代のウィグモアがロースクール経営の中でどのような法学教育構想を抱いていたのかを示す資料群である。図中、L. C. とは、「日本関連文書」を一部とするウィグモア文書全体を示す、Larger Collectionという意味である。

2) 本文中では「一般的書簡群」として分類されるものである。

3) 離日するウィグモアへの謝辞が法律科塾生から送られる。

4) Box4以降のものは、そのほとんどが古文書の英語訳草稿やその作業経過を記す資料である。後の"Law and Justice in Tokugawa Japan"へ結び付く翻訳作業もこの中から現れる。1935年時の再来日時の資料も統合される。

5) "Japan Weekly Mail"の略。

6) K. B. S. とは国際文化振興会の略。むろん、"Law and Justice in Tokugawa Japan"の発刊準備である。

は，前記の「概要報告書」に基づいて発表した拙稿で紹介したとおりである．以下では，調査時に新たに入手し得たより詳細な「内容目録」を参照しつつ，同文書の中に，とりわけ明治中期日本に滞在した「ウィグモア」とその生活とを輪郭付ける内在的視点を探索してみよう（図を参照のこと）．それらは，まず彼の日本滞在を貫くなによりの「公的」な理由である慶応義塾との関係（以下2－1），次に彼の日常的，ある面では私的な生活関係としてまとめられる活動領域（2－2），最後に前二者の重畳する場としての彼の学究生活（2－3），という三元的構成の下に把握することが適当であろう．

2－1　慶応義塾関係――法律学教師として

ウィグモアと日本との出会いは，福沢が慶応義塾に大学部を開設するためにユニテリアンチャーチの宣教師アーサー・メイ・ナップ（Arthur May Knapp）に，「法律と社会－経済と英文学の専門家」[14]として三人のアメリカ人教授の斡旋を依頼したことに遡る．したがって，明治中期のウィグモアを語る枠組の基底には，まず慶応義塾との関係が求められよう．

法律科開設にあたって雇用されたウィグモアは，当然のことながら義塾を場とした教育実践に明け暮れた．しかし意外なことに，「日本関連文書」の中にその「毎日」を直接に伝える資料を求めても，存在しないことに気づかされる[15]．尤も，既に別稿で明らかにしたように，ウィグモアの法学教育観やその方法といったものは，当時の『時事新報』に掲載された慶応義塾関連の記事や彼自らの筆になる雑誌記事などの中にかなり整理された形で提示されてはいる．それらの叙述の多くには，彼の「老巧」といえるほどの精緻な省察が披露される．そこには，法学教育の改革者として全米にその名が高らしめられる彼の帰国後の人生を彷彿とさせるものが確かにある．けれども，慶応とは，弱冠26•7歳の彼が，その後の法学教育者としての長いキャリアを踏み出した記念すべき最初の場でもあった．この事

実に鑑みるならば，「日本関連文書」の上述の「沈黙」をいささか深読みして，異国の地に暗中模索する彼の姿をイメージしてみたくもなろう．実際，彼を擁した大学部法律科の「低迷」ぶりには，明治中期日本における法学教育の一般的趨勢からかなり隔たった特殊な事情を読み込むことができるのであって，若きウィグモアの奮戦ぶりが窺い知られるのである[16]．本稿のⅡでは，「日本関連文書」に収められる資料として，ウィグモアの慶応義塾（福沢）との雇用契約書一通を紹介しよう．この資料は大学部における彼の教授活動の骨格を示している．

2－2　日常的生活関係——書簡資料の構造

ウィグモアの丸三年に及ぶ滞日期間をその日常的な，または私的な生活関係から再構成するための最も有力な資料は，彼の妻エンマが母親宛に認めた書簡群であろう．この資料は，前掲のロオルフ氏の『ウィグモア』においても用いられ，同書における日本滞在期の二人の生活ぶりを叙述するコンテクストに生彩を富ませることに成功している．ただし次に触れるように，今日「日本関連文書」の書簡群にはかなりの欠落部分があり，ロオルフによって用いられた時とはいささか資料状況が異なっているかとも考える．前掲「内容目録」には以下のとおりの記載がある（〝書簡ナンバー〟は，実際の書簡に記されたものであり，作表にあたって筆者が補ったものである）．

◆Box 3 – General Cprrespondence, 1889－92

Folder	Title	書簡ナンバー	Date
1	Transcribed letters		n.d.
2	Correspondence. "Letters of an American Bride from Japan in the 90's"	# 1 － 3	1889
3	〃	4 － 8	1889
4	〃	9 －15	1889

5	〃	76－78	1891
6	〃	79－81	1891
7	〃	82－85	1891
8	Correspondence. "Letters of an American Bride from Japan in the 90's"[1]	86－88	1891
9	〃	89－93	1891－92
10	〃	94－99	1892

◆Box 4 – Emma Vogl letters and JHW Book Manuscripts, 1892

1－4	Emma Vogl Wigmore letters to family[2]	#100－127	1892

註・1)，2）これらのタイトルは目録作成上便宜的に付けられたものであり，実際の文書には見当たらない．

以上のように私的な書簡群についてはボックス3と4の一部が充てられる形になっている．けれども上記の目録上の資料名だけでは，書簡の書き手がエンマに限られていたかのような印象を受けるが，実際はウィグモアの筆になるものもあり，内容は，主にエンマの母親や家族宛に認められた日記調の生活記録なのである．そのためそれらの文書のどれもが書簡という形式を越えてかなり長いものとなっており，そのうえ彼らの書簡には発信日が記載されることが少ないので，その期日の特定に案外骨がおれる．また惜しむらくは，書簡ナンバーの#16から#75がすっぽり抜け落ちていることであろう．#15に記載される日付で最も新しいものは1890年2月18日であるので，それ以後から，#76の発信日付である1891年8月3日以前までのちょうど一年半の期間ということになる．つまり新夫婦が日本に滞在する初期の頃の記録が全く失われているわけである．彼らの異国での「試行錯誤」の様子について，もとよりボリュームのある書簡の書き手である夫妻の「能弁」な直接的証言を徴し得ないことはまことに残念なことである．しかも先の#76の書簡にはエンマの母親も登場することから，そ

の母親の来日の経緯などを知る術もなくなってしまうことになる.[17]

尤も，ボックス3のフォルダー1の資料タイトル，"Letters of Emma H. V. Wigmore from Japan, 1890－1892. Extracts made for Mr. Kiyooka (Fukuzawa)" は，既述の書簡群の中から特に慶応義塾でのエピソードや福沢との個人的なつきあいなどについて触れた箇所を抜粋してタイプしたものであって，上述の欠落期間に相当するものも含まれている．この抜粋は，清岡暎一氏によって1939年（昭和14年）に訳出されており，[18] 現在では手に入らない彼らの生活史的脈絡を追跡する資料を補うものとして貴重であるといえよう.[19]

ところで，書簡資料には上述のような明治期に彼らが日本から発信したものに止まらず，日本滞在中に彼らが受信したもの，さらには帰国後内外から受け取ったものなどが当然存在することが予想される．そのうち，明治期の滞日中に日本人から受け取ったものについては，「日本関連文書」の中にボックス6として整理済みである（これについてはすぐ後で述べる）．しかし，ウィグモア文書全体の分類の中には，「(膨大な) 一般的書簡群〔(massive)general correspondence subseries〕」なるものが存在しており，目下，その整理が大学史資料室によって進められているのである．私は1995年段階におけるそうした作業の成果として，"Wigmore Correspondence Listing" を入手している．そこに掲げられた二千を下らない個人名や機関名を一瞥すれば，彼をめぐる人的環境の裾野の広さに改めて驚かされる．それに，滞日中のウィグモアの活動に研究対象を絞ったとしても，未だ閲覧に制限のあるこれらの資料の利用なくしては，その全貌を細部に亙って再現することは不可能であろう．したがって，当面の研究戦略としては，とりあえず次の三つの視点を立てて，既整理分についての書簡資料の読み込みとその分析が着手されるべきであると考えている．

まず第一には，彼の慶応義塾以外での活動機関として，ユニテリアン協会と日本アジア協会（Asiatic Society of Japan）をそれぞれ核とした人的

交流範囲が想定される．後述するように，ウィグモアは自らユニテリアンを名乗りはしなかったが同協会の仕事には携わっていた．また彼は日本アジア協会の民族誌委員会（the Committee of Ethnography）の書記を担当しており，その事務局は三田山上の慶応義塾内（Keiogijiku Daigaku, Mita, Tokyo）に置かれた.[20]

第二には，ウィグモアの日本法研究という枠である．ここに上述のボックス6の書簡群（葉書）が収斂し，独特な人的関係をそこに見いだすことができる（これは2－3で触れる）.

そして第三は，以上の二つの枠組によって必ずしも一義的にとらえきれないものとして，当時の在留外国人などを発信者とする数多くの書簡群である．この最後のものは明治日本を舞台としてウィグモアを中心に展開した人脈であるが，「日本関連文書」に収められるほどに位置付けが明白ではないせいか，先の「一般的書簡群」の中に区別なく放り込まれているので注意を要する.

以上の三つの枠組は，本来別個の研究課題を構成しそれぞれに探求されてゆくべきものではあるが，人的関係からみればむしろ相互に重畳して現れてくるものでもある．そしてそこにこそ明治中期の我が国の法環境を，ウィグモアを中核に据えて立体的に再構成する可能性が秘められているのである．本稿はその予備的考察として，これからのウィグモア研究の白地図を文書群の中から内在的に描き出すことを課題としている.

2－3　ウィグモアの日本法研究――教育と研究と

1889年末から92年末まで，丸三年に亙る彼の滞日生活を特徴付けるものは，その多忙な教師生活と共に，日本法研究への旺盛な知識欲であろう．彼の日本法（特に徳川期の）への関心は，ボックス9（“1935 draft of book, 1892, 1935”）の中に整理された，ウィグモアが日本法史について講義を受けた際のノートに見られる最も古い日付から，1890年（明治23年）3月頃

と推定される.[21]

また彼は，90年12月に日本アジア協会において，前年2月に亡くなった医師であり日本研究者でもあったドクター・シモンズ(Duane B.Simmons)[22]が生前に収集した素材を用いて研究報告をする．おそらくウィグモアが日本に到着直後，福沢との交流や同協会との接触の中でシモンズの研究の存在を知り[23]，彼は早くからそこに引用されている日本史関連の資料に目をとめたのであろう．後に同協会の機関誌に出されたこのシモンズの資料には，ウィグモアの名前が付記されるとともに，ウィグモアの手になる詳細な脚註が施されて仕上がっていたのである[24]（おそらく「日本関連文書」に含まれるいくつかの一次資料は，シモンズの手持ちのものであったのではないか)．むろんそうした古文書を，ウィグモアは直截には解し得ない．ここにボックス6に収められる書簡の発信者，すなわちそうした古文書の直接の翻訳者である日本人が存在しなくてはならなかった[25]．ボックス6の翻訳記録（“Correspondence re book translation, 1891－1941”）がその経過を伝えている．

彼の日本法への関心はこのように開けた．しかし，彼の深まるばかりの知的好奇心は，やがて明治政府お雇い法律顧問ボアソナード（G. E. Boissonade）と知り合うことによって，新たなる局面を迎える．そしてこの出会いこそが，後に“Law and Justice in Tokugawa Japan”[26]に集大成される彼の仕事の大きな動機付となったといっても過言ではない．ボアソナードがウィグモアに与えた示唆は，それまでの彼の古文書翻訳の作業方針を一変させるまでに至った[27]．個々の史料を場当たり的に，あるいはそれらを与えられるがままに咀嚼していた彼の好奇心は，今やひとつの時代の裁判例・慣習法を網羅的な形で理解することを目的とした積極的な研究姿勢に結びついたのである．このボアソナードとの間に芽生えた交友関係は，間もなくウィグモアをより直接的に当時の日本法の現在と過去に関わらせることにもなる．あえて無署名の論文を草し[28]，その中で，彼は当時の

政治社会を二分した民法典論争において批判にさらされるボアソナード法典に内容的理解を示し，法典が日本の旧慣を無視しているとする反対派に対し，法典を擁護する側に立っての援護射撃を加えたのである．ここに彼の日本法（史）認識が，当時の法環境の中でするどい現実的説得力を獲得するまでに至ったことを知ることができるのである．

こうしたウィグモアの日本法認識・研究の経過は，さまざまな補助的資料によってより詳密に再構成が可能である．近稿にて詳論する予定である．

Ⅱ　二つの契約書——ウィグモアの生活史的コンテクストの枠組

1　慶応義塾（福沢）によるウィグモアの雇用契約書

1－1　雇用契約書の存在

ウィグモアが日本に滞在した理由は，私立学校である慶応義塾がその大学部法律科を開設するにあたって「初代教授」として彼を招聘したからである．この「事実」は，これまで，争う余地すらない自明のことがらとして語られてきた．けれども当初は法律科においてただひとりの専任にして主任の教員であったはずの彼が，実際には何を行い何を行い得なかったのか，さらには自らの「教育理念」をどれだけ開花し得たのかということを，創設期法律科の展開の中で跡づけるならば，彼は決してそのタイトル通りに，十全のイニシアティヴを発揮し得た訳ではないことが分かってくる．すなわち先の「事実」は，さまざまな陰影を内包する「問題」として立ち現れてくるのである．いずれにしても慶応を舞台としたウィグモアの存在を歴史的に評価するにあたっては，彼と慶応を結びつける関係の「法的根拠」に立ち戻り，史実をそこからの距離をもったものとして測りだすことが有効な方法となってくる．

そこで次に掲げるのが，その「法的根拠」としてのウィグモアの雇用契約書なのである．英文のまま掲出するが，いくつかの問題点も指摘しておこう．

It is hereby agreed between [1] Fukuzawa Yukichi of Tokio, Japan, of the first part, and John H. Wigmore of Cambridge, Massachusetts, of the second part, as follows:

1. Mr. Fukuzawa agrees to employ Mr. Wigmore in Keio Gijiku (ママ), at Tokio, Japan, as professor of English, American law for three years, [2] beginning from the time of the latter's arrival in Tokio in 1889, and to pay him therefor the sum of at least [3] 2,300 yen per annum, payable monthly, the exchange value of the yen to be guaranteed at at least 75 cents in American currency. The hours of instruction required are to be not more than [4] 22 hours per week; there is to be no obligation to teach any other branch than law; Mr. Wigmore is to be in full control of all subordinate teachers in his department.

Mr. Fukuzawa also agrees to pay to Mr. Wigmore [5] $250 in gold each way for passage between Boston and Tokio, but if the contract is ended before the expiration of the three years by Mr. Wigmore, then the return passage money is to be forfeited. Mr. Fukuzawa also agrees to advance in Boston, if requested, a part of the salary sufficient to cover the necessary expenses of proceeding to and taking up permanent residence in Tokio; [6] the advance to be distributed over the monthly instalments of the first year's salary.

2. Mr. Wigmore agrees faithfully to perform the duties for which he is employed and to devote his best energies to them. He also agrees to any obligations or conditions imposed upon him by paragraph one.

3. Both parties agree that the contract may be determined by either by giving six months notice in writing.

(7) Signed in Boston this eighteenth day of September 1889.

Fukuzawa Yukichi

by Arthur May Knapp

Agent

John H. Wigmore

註)・〔1〕～〔6〕は，以下本文又はその註において触れる箇所.

・〔7〕の下線部は，原本では空欄であり，かつそこに手書きで記入されている箇所.

1－2　契約書の成立背景

上掲の契約書について，その成立背景にいささか立ち入って読み直すならば，いくつかの問題点が浮かび上がってくる.

最初に，契約の当事者である．一方の当事者がウィグモアであることには異論の余地は全くないが，この雇用契約が他方の福沢との間で取り交わされていることは，改めて考えてみるべき素材ではなかろうか（契約書中に〔1〕と記した部分に関して．以下数字のみ）．福沢はこの時，1889年（明治22年）8月制定の「慶応義塾規約」によるいわば「社頭」であって，その「規約」上の職務は「慶応義塾の事を監督し，塾員を特撰し，評議員会の同意を得て塾賓を嘱托するの事に任」ずることにある．これに対し「一切

の塾務を総理し，評議員会の協議を経て教員役員を進退[1]」する権限は，むしろ「塾長」小泉信吉にあるのであって，社頭とは，形式的には組織のシンボル的存在であるように受け取れなくもなかろう．それに，私学とはいえ雇用主体はあくまでも慶応義塾なのだから，「慶応義塾」の名が福沢に替えて，あるいはそれに添えられる格好で見られてもよい[2]．当時の政府司法省系のお雇い法律顧問に限っても，彼らの契約の一方当事者は，司法卿なり大臣なりの肩書つき個人名が記されることが普通であった．

なるほど，三人のアメリカ人の招聘は代理者ナップと福沢との間に個人的に深い親交があったからこそ実現したのであり，福沢が本契約成立に向けて果した役割を顧みるならば，彼にことのほか当事者であるとの自己意識が芽生えてもおかしくはない[3]．だが，小泉が進める俸給額をめぐってのナップとの交渉に福沢が口をはさみ，小泉・福沢間に人事についてのいささかのもつれが生じていたことも事実であった[4]．当初，福沢は，「ローとソシャルサイヤンスの教師両名は各弐千四百円，エングリスリテラチュールの教師は千八百円」とする「内約」をナップと取りつけていた．しかもこれらの合計6600円という額は，最初6000円という値を提示した福沢案を引き上げた額であったという．ところが1889年（明治22年）4月12日に小泉がナップと協議して持ち帰った数字が，ひとり一律2400円（むろん年俸である），合計7200円という額に達したことを知った福沢は「実に驚入」った，という．そして「実は斯く内約しても利に敏きヤンキー必ず何か申出すならん…右の次第旁明早朝老生見からナップへ参り詰談候積り，呉々も緩なき話しは御無用可被下候」と，福沢はいささか語気を強め小泉に書き送った[5]．少し前後するが，1887年（明治20年）10月時にも，大学部開設をめぐる資金募集の方法について小泉の案に福沢が難色を示したこともあり，両者は私学経営上の意見を異にすることがままあったようである．ここに福沢自らが契約に向けて動き出す所以があったとみてよかろう．

1－3　大学部教授の年俸「問題」

それにしても上記契約書にある年俸2300円の額はいつ誰が決定したのだろうか〔3〕．ここで先の年俸の問題が気にかかってくる．実際，ナップは福沢から大学部教授選任を委託された日[6]から約一週間後の1889年（明治22年）2月14日付でハーヴァード大学学長エリオット（Charles W. Eliot）宛に出した書簡の中において，次のように述べている．

> …慶応義塾からは年合計六千六百円（銀貨支払い）でありますから，教授一人あたり平均二千二百円で，その上に，福沢氏は渡航費として二百五十ドルを金貨で各人にあたえると言っておられます[7]．

前述した事情から，この6600円という額や「旅中の実費一人前を一教師に与」える件については，この時たしかに福沢の承知するところであった[8]．しかも，その時，福沢は250ドルの渡航費を出すことを約していたことが上の書簡から知られる〔5〕[9]．そしてウィグモアとの雇用契約書中，条項1の後段には片道ずつこれと同額の渡航費が支弁されることが明記され，この点で契約の締結時まで福沢との約束が維持されていることに注目したい．これに加え同じ書簡の続きには，

> 教授科目は，法律学，経済学と社会学（Social Science—岩谷註），及び英文学であり，授業は講義と試験により，出講時間は一週二十時間を越えないこととなっています[10]．

とあり，福沢との間では出講時間の制限も決められていたことが分かる．この条件は雇用契約書の中にも盛り込まれたが（1項前段），尤も一週22時間の出講にそこでは改められているのである〔4〕．ナップが福沢の意を体しエリオットに人材の斡旋を依頼するこの書簡に示されたこうした「雇用の条件」に，ともかくも後に結ばれる（少なくともウィグモアとの）雇用契約の内容の「原型」を見て取ることはできよう〔2〕〔6〕[11]．しかし，年俸の額とともに出講時間の変更の根拠は，依然不明のままである．契約締結の場所はボストン，その日付は9月18日だが，だとすれば福沢代理・

ナップは5月3日の離日以前にそうした条件の変更を知っていたのか，あるいは在米の彼と福沢らとの間で再び協議が持たれたのか，今のところ手掛かりは全くない[12]．けれども想像をめぐらせば，出講時間の延長に伴い俸給も増額するという関係はたやすく理解できる．しかも20→22時間への変更は，単位時間あたりの給与率を算出したうえで，2200→2300円への俸給の増加率と見比べれば，雇用者サイドにとってはかなり有利な計算となる[13]．この提案がいつ，どちらのサイドから示されたものかは分からないが，少なくとも慶応や福沢にしてみれば一考に値するものではなかったか．

ナップに伴われて，ウィグモアを含む三人のアメリカ人教授は，同1889年（明治22年）10月23日に来日する．上に紹介したウィグモアの雇用契約書は，他のドロッパーズやリスカムにおいても同様の契約書が存在することを示唆するものといえよう[14]．

2　ユニテリアン協会によるウィグモアの雇用契約書

2－1　ミッションスクール，ケイオーギジュク？

本章1で述べたように，米国から三人の教師を雇い入れ大学部開設に至るまでの経過の中で，ユニテリアン協会宣教師ナップの活躍が目を引いた．実際，福沢もナップの滞日宣教活動に対し数々の便宜をすすんで供与しており，「交詢雑誌」や「時事新報」にはナップの講演・演説などが分載されることもたびたびあった．そしてこうした福沢・慶応義塾とユニテリアンとの「密着」は，種々の憶測を生み，福沢自身がユニテリアン信奉者であるとの憶説も出回った[15]．当時横浜で出されていた英字新聞，The Japan Weekly Mail（1890年・明治23年1月11日付）の“Education in 1889”なる記事に次のような一文があった．

（…福沢氏によって創立された慶応義塾は，）ユニテリアン・ミッションの積極的な協力を確実に得るというこの上なき幸いを手にした．（中

略）そうした援助なくしては私立大学はほとんど立ちゆかないであろうと言っても過言ではあるまい．

この記事の記者は，同志社と慶応が同時期に，そろいもそろってアメリカのミッションの協力を得て大学部を設置したことの「意味」を云々するのだが，慶応に関する限り，その趣旨は明らかに逆転してしまっている．この記事に対し，ウィグモアは早速に同紙に反論を寄せている．彼は「目的そのものとしての教育（"Education as An Aim in Itself"）」と題する投稿文の中で，慶応義塾大学部（Keiogijiku University）によって雇用された三人の教師は聖職者（clergyman）ではないことを強調し，さらに「彼らは，宗教ないしは神学を，直接的にせよ間接的にせよ，およそ教授するといういかなる意図もなく来日した」ことを説明しなければならなかった．[16] ナップもまた，日本のユニテリアン協会機関誌『ゆにてりあん』の創刊号（1890年3月）にて，

> 何れの宗派にも属せずと云ふユニテリアン教の精神に従て余は此教と関係せざる所の人を得んと欲して非常に奔走せしが，遂に三人の教授を得たり

と述べ，ユニテリアンが慶応を伝道の本拠地としたとする誤解を解かなければならなかった．

とはいえ，布教を第一の目的としていたナップからすれば，福沢の支持を取りつけ慶応義塾とのつながりを持つことは極めて有益なことであったろうし，事実彼が，ユニテリアン協会の知人宛の書簡の中では，日本における教会の設営や運営への協力者として，なによりも「熱心なユニテリアン」[17]を求めたことは，無理からぬことでもあった．ただ，前にも引用した，1889年（明治22年）2月14日付のエリオット宛の書簡でナップは，「福沢がユニテリアンの教義に共鳴した」「福沢はその教授たちが時々ユニテリアン協会の仕事の手伝いをすることに同意した」とは記すが，決してユニテリアンの教授の斡旋をエリオットに願い出るものではなかった．しかも同

じ書簡の最後にナップは，そうした日本における布教活動の「手伝い」を，必ずしもユニテリアンである保証のない教授たちが推挙された場合，彼らに任せてよいものか，ユニテリアン協会本部の意向がその時点では未だ明らかではないことを書き加えなくてはならなかった．つまり，先の引用を想起するならば，ナップ自身においても，三人の教授の選任については，あくまでも大学部における教育を主とするべきであり，協会との関係はそれに従属する条件下で考える，との姿勢が一貫されていたと思われるのである．[18] 三人を連れ立って再来日した後，1890年（明治23年）3月19日付のナップ書簡には，次のような一節がある．[19]

> 三人の教授達については，勿論当然のことながら，彼等の選択には，福沢氏の依頼と信任に応えることが第一であったので，教授としての適格性を第一の条件としました．我々はユニテリアンとして生まれまた教育されて来ましたので，これ以外のことは心に置かず，結局選んだ人物はユニテリアンの思考に共鳴しながらも教会（ユニテリアンのそれ－岩谷註）には全く関係の薄かった人達を選ぶことになったのでした．

ウィグモアの両親は熱心なエピスコパル派の信徒であった．[20] だから彼自身も「ユニテリアンとして生まれまた教育されて来」たわけではないが，[21] 日本における協会の目的とねらいについては，「熱心な共感」[22]を寄せていたことはたしかであろう．三人の教授たちは，日本のユニテリアン協会のためにも働いた．本稿は，福沢・ナップ・ウィグモアをユニテリアンとの関係の中で積極的に論じるものではない．ウィグモアを慶応に招致した背景に，さらには三田山上を離れて営まれる彼の日常の風景の中に，ユニテリアン協会の存在をいかなる輪郭のもとに描き込むのか，その素描を示すのみである．そこで，次にウィグモアとユニテリアン協会との間に締結された雇用契約書を紹介しておこう．

It is hereby agreed between the American Unitarian Association, a corporation duly established under the laws of Massachusetts, by its agent, Arthur May Knapp, and John H. Wigmore, of Cambridge, Massachusetts,

1. The Association, by Mr.Knapp, is to employ Mr. Wigmore in [1] literary work connected with the publishing of its journal in Japan and with other secular business in that place, and to pay him therefor the sum of not less than [2] 700 yen per annum, the exchange value of the yen being guaranteed at at least [3] 75 cents in American gold, and to increase this compensation to such part of 2,000 yen [4] as is proportionate to the share of the entire work that may be apportioned to him by arrangement between Mr.Knapp, Mr. Wigmore, and the other persons engaged upon it. The employment is to continue for at least one year from the time of Mr.Wigmore's arrival in Tokio in 1889, and is [5] to be renewed at no less a compensation than above for the two succeeding years, provided the appropriation for the same general purpose is made for those years by the Association. [6] The above–named compensation is to be payable monthly, and is to remain the same, notwithstanding any reasonable diminution in the amount of time and services given which may become necessary through increase of duties under a contract with Mr. Fukuzawa of Tokio to give legal instruction.

2. Mr.Wigmore agrees faithfully to perform the duties for which he is employed and to do such share of the entire

literary work as may be agreed on between Mr.Knapp Mr. Wigmore, and the other persons engaged upon it. He also assents to the obligations and conditions imposed upon him by paragraph one.

3. Both parties agree that the contract may be terminated by either by giving six months notice in writing.

〔7〕 Signed this day of 1889.

American Unitarian Association

by

Arthur May Knapp Agent

John H. Wigmore

註)・〔1〕～〔6〕は，本文又は本文註で触れる箇所である．

・〔7〕の日・月名の欄は空欄のままである．又，下線部は手書きであることを示している．

2－2　契約の内容とその成立背景

前に述べたとおり，福沢が大学部の開設に伴い三人のアメリカ人教授の斡旋を初めてナップに依頼したのは，1889年（明治22年）2月6日のことであった（本章の註3参照）．この依頼をナップは，自分が福沢の信頼を勝ち得ただけではなく，福沢もまたユニテリアン主義への関心を深めたものと解し，その喜びを同日付のうちに協会友人ジョージ（George W. Fox）宛に書き送っている[23]．その中で彼は，福沢が「教授には，ユニテリアン的思想を持った人がほしい」と述べたことに関連して「ある計画を考慮中」であると記している．この「計画」とはいったい何か．

上の日付から6日後にレイノルズ（Reynolds）宛に出された書簡では，その「計画」が具体的に記され，福沢へその計画案の提言がなされたこと

が記される．ナップは福沢に向けて次のように切り出した．

「慶応義塾を教会支配の学校にするとか，ある宗派の影響下に置くことは勿論お望みにならないことであるし，我々も望まないものでありますが，今度招聘する教授達は独占してお使いになるお考えでないとうかがいました．それにつき私の教会では必ずその先生達に願いたい臨時的仕事があると思います．そこで教会が，その仕事に対する謝礼を出せば合計の給料が充分に大きくなって，一流の教授が招聘できるようになると思います．このように慶応と教会とが協力することについてはご異存はないでしょうか．」[24]

つまり彼の「計画」とは，斡旋を依頼された教授たちを慶応での仕事のかたわら，ユニテリアン協会の活動のために使う，というもので，その効用は「(協会が) 全く僅かな支出によって大規模なスタートを切る機会を得ること」に求められていた．書簡には福沢はこの申し出に「懇篤な承諾」を与えた，とあるが，まさしく上掲した契約書の背景には，慶応義塾大学部の創設と歩を一にして一層の組織化を計ろうとするユニテリアンの思惑を看取できるのである．ナップは，毎日繁雑になる通信伝道と手紙のやりとり，翻訳の材料製作，布教の成果を見込めそうな市町村の調査や将来の教会 (churches) の具体的計画を苦心して進めつつ，さらに日曜ごとの礼拝を準備し，日本人宣教師の育成をも考える．しかしそうした事業すべてを目下の翻訳や出版の仕事と兼ねて遂行するには，かなりの人的協力と大幅な予算増を見込まねばなるまい，と，ナップは協会の維持発展に常に心を砕いている．[25] 彼は三人の教授に対し，どのような働きを求めたのだろうか．

そこで契約書の条項1の規定趣旨に目を向けたい．契約書によれば，ウィグモアに要請されたことは，「機関誌発行と非教会的仕事 (secular business) に関連する著述活動 (literary work)」〔1〕である．その具体的な内容はどのようなものだったのか．ナップの書簡の中にその手掛かり

を求めると，「彼（ウィグモア）の仕事は，主に我々の仲間〔教会〕として（as a member of our corps）日本の新聞などに投書することです」とある．つまり，広報的な側面での協会への協力がウィグモアには要請されたのであった．ナップは続けて，「彼の仕事の速さ，新聞の仕事に慣れていること，探索と進取の気性などが特に我々の目的に貴重と思われます」[26]と書いている．ウィグモアは，ロースクール修了後ナップと出会うまでの約二年間，法律雑誌の編集や新聞関係の仕事に携わったこともあった[27]．

ところで，本契約書の最大の特徴は，条項1の後段部分にある〔6〕．それは，「上記の報酬は，月毎に支払われるものとし，たとえ東京在住の福沢氏との間での法学教授契約の下で職務が増大したことにより，不可避的に当協会における仕事時間や仕事量に減少が生じた場合にも，同額のままとする」という規定であろう．ナップはユニテリアン協会の組織運営を，三人の教授たちを当初よりあてにした計画の下に進めていたが，もともと彼らの滞日の前提条件は慶応との雇用関係にあり，それを最優先していこうとの方針がここにも窺えるのである．契約書に，協会内の作業分担を予めはっきりと区別はせずに流動性に富んだ人材配置が考えられていることにも〔4〕，三人の教授が各々慶応と結ぶ雇用条件に変更が生じた場合には，協会側があきらかにそれに譲歩する意図が読み取れまいか．この関係は，雇用期間の定めにも反映され〔5〕，結局それも，慶応との雇用契約期間と重なりを見せるのである．

ここで注目すべき事実を指摘したい．それはユニテリアン協会による三人の教授の雇用契約は，ひとりひとり別個の条件の下に締結されていったものではないか，ということである．これは，たまたまに残るウィグモアについての雇用契約書が，他の二人のそれをどの程度に代表しているかということとも関わる．というのは，既に何度も引用している1890年（明治23年）3月19日のレイノルズ宛ナップ書簡[28]によると，ウィグモアがことのほかユニテリアン協会の趣旨やナップらの意見に賛同しその活動を「驚く

程良く手伝う」との評価を得ていたことが記され，そのためにナップが「年俸五百二十五ドルで正式な契約を作り，彼にいろいろな仕事を頼むことにしました」とあるからである（なお，この525ドルは，契約書内の換算率によって計算すれば，700円となる〔2〕）．いっぽう，リスカムはバプテスト派でいささか正統派（orthodoxy）的な気風があるから文筆活動（literary work）や教会堂での伝道に適していると評される．けれどもナップは，「ドロッパーズ氏ともリスカム氏とも，契約は作っておりません」と記し，その理由も「彼等は，我々のプランのどの部分に一番よく適合するか，またどれだけ価値があるかを只今考慮中」だからだという．ナップを補佐したマッコーレーの書簡にも，「今までに彼らがやった直接奉仕は余り広範なものではありません．が，現在のところ彼らは無給で，ただ頼まれた仕事に対して支払いを受けています」とある．つまり，この三者は，ユニテリアン協会との関係では－彼らがもとよりのユニテリアンではないこともあり－，当初は「試用（！）」期間の中に置かれ，ナップらの布教戦術における役割を見定められていたのである．リスカムやドロッパーズもむろん日本ユニテリアン協会の活動に参加したが，果して彼らに契約書は存在するのであろうか[29]．

2－3　締約日未記載の契約書
――ウィグモアの日本ユニテリアン協会における活動

それにしても，この契約書に締結日が記入されていないことをどのように解すべきか〔7〕．契約は発効しなかったとみるべきか[30]．「日本関連文書」にこの点を補う資料は見られないし，同「文書」はまた，ユニテリアン協会におけるウィグモアの活動にも口をつぐんでいる．しかし，彼はたしかに右協会との関係を維持し続けた．例えば，機関誌『ゆにてりあん』[31]の創刊を記念して，1890年（明治23年）3月6日鹿鳴館にて催された祝宴には，リスカム，ドロッパーズそしてウィグモアの顔があった．この祝宴

を伝える記事[32]は，参加者のスピーチの要旨で綴られるのであるが，ことウィグモアについてのみ「簡単なる演説」とあるだけで，その内容が知られないことは残念である．ただし同誌の各号を繙けば，ウィグモアの筆になる「論説」や「寄書」を数編読むことができる．

それらの内容に一瞥のみ加えれば，同誌3号の「吾人は何か故に政治の一方に脳力を傾くる乎[33]」と題した文章で彼は，「如何なる政府と雖も国民の殖産と貧富との堅牢なる基礎あるにあらすんは，その存在を保すべからす」と述べる．ところで，「他の諸国に於ては，かの教育，美術，理学，工業，商業等の如き，皆な一私人の事業に従事せんと欲」するにもかかわらず，「(日本) 国民の多数は，皆な官吏たらんと欲するものに似たり」とし，その「弊風」を福沢の名前を引用しつつ憂うのである．そして「人民をして心を商業に傾けしむるに就て尤も必要なるものは，平民の多くをして高等教育を受けしめ，以て商業に従事するものゝ，学問能力を普通の平面より高からしむるに在り」と展開してゆく．この経世論的主張には，福沢の思想をなにやら彷彿とさせるものがある．その他にも，「公論，及公心[34]」では日本における慈善事業への不熱心さが，欧米との比較から論じられ，彼はその習慣・思想上の相違を，やはり福沢を引用しつつ分析する．そしてこうした「日本人の公心と公論とをして一層強盛ならしむべき一二の方法が考究」される「公心及公論[35]」が著される．その後「勇気之説[36]」が発表されたが，「旧慈愛新慈愛[37]」と題する論説では，日本における「貧民を救助する方法の変遷」に目が注がれ，かつては「唯た其近傍の人に依て救はるゝの方法」であったものが，「慈善を以て頗る区域の広き義務と」する「新方法」へと変化しつつあることを指摘する．

日本ユニテリアン協会の発行する機関誌を場とするウィグモアの「著述活動」は，上に記したものが全てのようである．『ゆにてりあん』は1891年（明治24年）10月1日に廃刊され，これに代えて『宗教』が同年11月5日に発刊される．しかし，離日に至るまでの間，そこにウィグモアの論述

を見つけることはできない．

ただし，ウィグモアの活動はこれにとどまらず，1891年（明治24年）1月中，「日本ユニテリアン協会本部」が「日本ユニテリアン弘道会」に改組した時に創設された「東京自由神学校」の教員として他のドロッパーズやリスカムと共に彼も名を連ねていた（なお，日本文で示される団体名の変更はあっても英文表記に変更がないようなので，本稿では便宜上，「日本ユニテリアン協会」で統一して用いる）．校長はクレイ・マッコーレー（Clay MacCauley）[38]で，彼は，前年の12月にナップが帰国してからは，日本のユニテリアン協会の指導者であった．そこで次にこの神学校の教員一覧を挙げておこう[39]．

哲学的，并に歴史的神学		教授	クレイ，マッコーレイ
経典批判，并ニ（ママ）経典講義		教授	ウ井ルリアムス，アイ，ローレンス
社交的倫理学	バチエロル		
	オフアート	講師	ガレット，ドラッパアース
基督教歴史	マストル		
	オフアート	同	ダブルユー，エス，リスカム
倫理学の原理	マストル		
	オフアート	同	ジョン，エッチ，ウ井グモア
説教学		同	金森通倫

上の表で明らかなとおり，ウィグモアは「倫理学の原理」を担当し，火曜と金曜のそれぞれ午後三時と二時から，各々一時間ずつの講義を帰国するまで[40]行っていた．講義名からすれば，たしかに宗教や神学そのものを語っていたとは思えない．しかし，ユニテリアン主義に基づき「決して一宗派，一門流に偏執するものに非す，反て総ての科学と調和し得る処の，

神学を教授する[41]」ことを目指した学校である．そこにおける教授活動が，当然に宗教とは無関係な講義と言い切れるかどうか，そして当初の契約文言たる「非宗教的な仕事に関わる著述作業」"literary work connected …and with other secular business" に当然に含まれるものなのか，甚だ疑問であるといえよう．しかし，1890年（明治23年）10月31日付のマッコーレーからレイノルズ宛の書簡に既に，「来週には，三教授及び私自身とで，〝ユニテリアン会館講座〟のコースを開講します[42]」と見え，これを右の神学校の前身的存在と考えれば，むしろウィグモアは次々に組織立つ協会の活動に極めて積極的（献身的？）に参加していったようにも思われる．だからこそナップは，母国のレイノルズに宛て，「ウィグモア教授は，意見が我々と完全に一致し，仕事に大変な興味を持ち，驚く程良く手伝ってくれる[43]」と称賛を惜しまなかったのである．しかしそればかりでなく，ウィグモアはことのほか「日本人と日本の問題に興味と適応性を示」し，ナップはそこに「日本の生活様式と歴史の事実を把握する特別な能力[44]」を見抜いていた．このナップの観察眼こそ，法律家たるウィグモアが日本人とその法に対する認識を次第に深めつつ，やがて独自の日本法（史）研究に目覚めてゆく過程を説き明かすためのヒントとなろう[45]．

結

ウィグモアの残した「日本関連文書」には，二つの雇用契約書が存在した．ひとつは慶応義塾との，残るひとつは，ユニテリアン協会とのそれであり，いわばウィグモアは「俗」と「聖」との両世界からひとしく「糧」を受けていたことになる．しかしこれまでの記述に明らかなように，この両世界は，当初より福沢とナップとの間で形成された強力な紐帯によって繋がれていた．

「聖書無謬，三位一体，原罪のいずれをも認めない[1]」ユニテリアン主義は，その日本における布教についても，「近世の哲学及ひ科学の明解する

処に由て，確定せられたる，純粋の宗教的智識を高尚なる域に発達せしめ」[2] かつこれを実践することを旨としていた．しかも，上掲した彼らの雑誌の編集方針には，キリスト教の独一無比性が極力排されている[3]．もとよりあらゆる既成宗教から距離を保とうとした福沢であったが，この「主義」には大いなる理解を示し，「ユニテリアン教は必ずしも一派の宗教宗門にあらずして，洋語にしてムーウメントと称し，邦言に訳すれは，運動，動勢，運機とも云ふへきものなり」[4]と述べた．こうしてユニテリアン主義のもつ合理的要素が，福沢の宗教観と共鳴し[5]，ナップらとの親交が深まっていったのである．

ウィグモアの当協会における「文筆活動」には，とくにその日本認識において，福沢を引用しつつ明らかに彼からの影響が見られる論旨が見受けられる．滞日期ウィグモアの思想形成を，福沢やナップら（ユニテリアン協会）と織り成す人的環境の中に捉えなおす視点は，「慶応義塾－日本ユニテリアン協会」の関係史に，さらには「日本関連文書」全体の理解にいっそうの奥行きを加えることを可能にしてくれよう．それはまた「同文書」をとおして，ウィグモアを個々の資料の中の閉じられた系の中に囲い込んでしまうのではなく，それら資料の有機的な相互関係を再び回復し得る視点として，「ウィグモア」を再発見し語り出すことなのである．

注

序

(1) 慶応義塾大学の松永記念文化財研究基金（平成四年度）の交付を受け，約三週間に亙る研究滞在であった．

(2) 1935年に設立．ノースウェスタン大学の歴史にかかわるあらゆる側面からの史料－それには大学の非現用公的文書のみならず幅広い非公的文書や，学部教員の個人文書や学生団体の記録，さらには大学校友会（Northwestern alumni）関連の資料などにいたるまで－を保存する．Cf. Northwestern Alumni News, January 1987, p.3. なお本資料室の歴史については，Patrick

M.Quinn, "Profile in purple: the Northwestern University Archives", in: Illinois Libraries, Vol.57, No.3, 1975,pp.220–223, Kevin B.Leonard, "The Northwestern University Archives", in : Illinois Libraries, Vol.63, No.4, 1981, pp.308–311 に詳しい.

(3) この資料室には，1946年3月にGHQ憲法問題担当政治顧問として来日したコールグローブ（Kenneth Wallace Colegrove）の個人文書も所蔵されており，占領史研究家にとっても有益な情報が得られる場となっている．彼は1926年以来ノースウェスタン大学の政治学教授の任にあり，日本政治や憲法，それに軍国主義についての著書・論文を著している．さらに同大学には日本占領のための民政要員を教育する学校（Civil Affairs Training School）もあり，彼はそこでも講義を行っていた．また彼はその反共的思想にもかかわらず，日本より亡命した大山郁夫の世話をし，大山はコールグローヴの研究助手であったといわれる．資料室は，このコールグローブについて極めて詳細なインヴェントリーを作成しており，主任アーキヴィストであるクイン氏（Patrick M. Quinn）によれば，ウィグモア文書の整理作業の最終的目標も，資料室に収められる他の個人文書の例外をなすことなくそうした周到な目録の作成にあるという．このコールグローブ文書を用いた研究として，古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社，1989年があり，コールグローブについての本註の叙述は，同書，173頁以下を参照した．

(4) この調査においては，資料室の，Patrick Quinn（University Archivist），Sheila K. O'Neil（Assistant University Archivist），Carol Loar（Project Archivist, J. H. Wigmore Collection）の各氏，ならびに前ノースウェスタン大学講師・現慶応義塾大学国際センター専任講師梅津光弘氏のお世話になった．ここに記して感謝の意を表したい．

I　滞日期（1889－1892）のウィグモアと「日本関連文書」の構造－その照応関係

(1) 本節の趣旨は，拙稿「ウィグモア文書－日本関連資料への接近　－ノースウェスタン大学における調査報告を中心に－」（『三田評論』第930号，1991年11月）66－69頁と重なる部分がある．本稿ではこの前稿にて示したいくつかの情報の補正を施したいと考えている．

(2) 平良「義塾法学部生みの親　ウィグモア教授のこと」（『三田評論』第793号，1979年6月）100－101頁，同「日本におけるウィグモア－法律科創立九十年を機に－」（『同前』第800号，1980年2月）84－99頁．

(3) Roalfe, op. cit., p.283.

(4) 平前掲「日本におけるウィグモア」，99頁．

(5) 平良「ジョン・ヘンリー・ウィグモア」(『綜合法学』第28号，1960年)，17頁にも同旨のことが述べられている．なお，拙稿「ウィグモアの法律学校－明治中期－アメリカ人法律家の試み－」(『法学研究』第69巻1号，1996年)，一（二）註1，192－193頁をも参照のこと．

(6) 1982，3年時には，まだロースクール図書館にあったことが平氏によって確認されている．前掲拙稿「ウィグモア文書－日本関連資料への接近」，68頁．

(7) Patricia D. Cloud, "The Northwestern University Archives", in : Illinois Libraries, 1987, Vol.69, No.8, p.596. 尤も，本稿の「序」の註3で触れたように，詳細な目録を作り上げることを目標とする整理作業は，現在もなお続けられているのであって，この記事で「整理された」とするのは，極めて概括的な意味においてであろう．

(8) この度の調査滞在にて入手．当初のOehlker氏の手書きのリストには表題はない．慶応義塾福沢研究センターにそのコピーを収めた．

(9) いまだ草稿段階にあった上記概要調査報告書が翌年の春には福沢研究センターにもたらされていた経緯やその内容などについては，前掲拙稿「ウィグモア文書－日本関連資料への接近」，66頁以下．また，この報告書に基づいて私は，1991年5月10日に福沢研究センター金曜セミナーの第1回報告として「ウィグモア研究の現状と課題－ノースウェスタン大学所蔵日本関連ウィグモア文書調査のための予備的考察　－近代日本法の史的文脈との関連から－」を行った．

(10) またこの報告書の内容から判断して，日本関連のものは，すぐ後で見るように全部で14のボックスに別途整理がすでに施されていたとみられ，Oehlker氏にはその文書の「内容」を主眼とする調査が依頼されていたようである．

(11) これも福沢研究センターに収めている．

(12) 尤も，ロースクール保管分のウィグモア文書に併せて，大学史資料室に従来からあったものを含めて散在していたウィグモアに関連する資料が全てエヴァンストンに統括されたのは，1991年のことであるという．本稿で「ウィグモア文書」とするのは，もちろんこの統括された後のものを指す．

このいっぽうで，92年調査当時，ロースクール図書館に残されている彼の資料があった．それは"Opera Minora"である．これは，ウィグモアがかつて自ら書いた小論文や記事などを自分自身で選択し時系列にしたがい編集・製本した私家本的資料であり，全部で13巻に及ぶものである．この資料は，各所に投稿され今や入手の困難な彼の論文・論説をひとところに集めた大変に便利なものだが，通常の検索方法（特に日本からの問い合わせ等）によってはその所在は全く分からなかった（シカゴかエヴァンストンか）．ところが，

私は，かつてウィグモア文書が収められていたというロースクール図書館のガランとした地下書庫にそれらを発見したのである．この資料についてのアクセスは，どうやらロースクール図書館へ直接行った方が良いようである．調査に際しては，Ms. Irene Berkey (Foreign and International Law Librarian, Northwestern University School of Law Library) にお世話になった．

(13) ウィグモア文書専任のアーキビスト，キャロル・ローア氏によれば，所蔵のウィグモア文書は全体で約160キュービック・フィート（160×30.5立方㌢）に及ぶ膨大なもので，それらの中で当時閲覧が可能なのものはごく一部ーその中に日本関連文書が含まれることはいうまでもないがーに限らた．尤も1995年夏に問い合わせた時には，本文に後述するように膨大な書簡資料の一応の整理がついた段階にとどまり，同文書全体の公開が果たされるのはまだ時間がかかるとのことであった．

(14) 1889年2月12日付け，ナップよりレイノルズ宛書簡．清岡暎一編集・翻訳／中山一義監修『慶応義塾大学部の誕生』慶応義塾，1983年，29頁所収．なお，英文原文は同書巻末30頁にあり，"The professorships to be filled are those of Law, Social Science and Political Economy, and English Literature." となっている．

(15) 前掲「内容目録（いわゆる "Preliminary Container List"）」によれば，Box 1 (Biographical) に Folder 2 と3にそれぞれ分類される，"Keio University : Agreement to Teach" と "Keio University : Farewell Adress" の二資料のみである．このうち前者を，本稿のⅡにて復刻する．

(16) 前掲拙稿「ウィグモアの法律学校」は，大学史の一コマを記したものではあるが，法学者・法学教育者としてのウィグモアの個人史的叙述をも試みている．参照されたい．

(17) なおこの書簡の現物はペン書で，縦横にまた表裏に亙って書き込まれた文字が裏写りしており（とくにウィグモアの手になるもの），決して読み易いものではない．しかも紙の劣化に加え書簡一葉ごとが厚紙にセロハンテープによって固定されているため，その箇所の黄ばみや乾燥による破損が甚だしく進んでいるものもあり，保管状況も決して良いとはいえないのである．

(18) 清岡暎一「ウィグモア博士日本だより」（『三田評論』第505号），16－19頁，同「ウィグモア博士の日記と手紙」（『同前』第506号），12－15頁．清岡氏によれば，ウィグモアが1935年（昭和10年）に再来日を果たしたとき，「色々昔の思ひ出を話される中にふと古い手紙の保存してあることに気付かれ『其の写しを送ってあげよう』と云はれたので，私も非常に喜んで居たところ，御

言葉にたがはず，帰国後間もなく送ってよこされた」（「ウィグモア博士日本だより」，16頁）ということである．

(19) ロオルフ氏によれば，「ウィグモアのキャリアの中で極めて重要な時期に関わるこのうえなく貴重な情報源」であるこの書簡群は，実は「ウィグモア夫妻の生涯を通じての友人」などの手によって，既にタイプに起こされているということである．Roalfe, op. cit., p.XIV. しかし大学史資料室のクイン氏によれば，そうしたタイプ化された書簡資料は，先のボックス2の，フォルダー1の場合を除き，保管されていないとする．

(20) 『交詢雑誌』第405号・406号（1891年・明治24年6月15日，6月25日），それぞれ19頁・21頁以下に掲載の「（雑録）制度調査」を参照されたい．この民族誌委員会の名前で，同年3月1日付の日本アジア協会のメンバーに向けた日本の旧制度旧慣習の調査依頼の呼びかけ文が残っており，その設立も同時期と見られている．なおこの呼びかけ文は，The Japan Weekly Mail, May. 2,1891，に載せられており，先の『交詢雑誌』の連載記事は，その翻訳である．また，西川俊作「理財科の30年：1890－1920年」（『三田学会雑誌』83巻3号，1990年），7－8頁の註にも掲げられるとおり，「和訳」の方には，代言人でもあり日本アジア協会会員でもあった増島六一郎の名前のみが掲載されるが，「英文」の方には事務局・ウィグモアのほか，Clay MacCauley（ユニテリアン協会宣教師，本文にて後述）を長として以下，J. M. Dixon, G. W. Knox, T. M. McNair などの名がこの委員会を構成することが明示されている．ただし，この呼びかけ文には微細に亘る調査項目と方法が指示され，ウィグモアの日本法研究の深化と密接に関係しているようである．その内容の分析については別稿にて試みる．

(21) 同ボックスのフォルダー，資料名は "Notes on Japanese Legal History" である．極めて劣化の激しい資料であるが，ウィグモアが講義を聞きながらメモした様子が分かる．この講義者は誰か．また大宝律令から始まるこの講義の全体的な内容などについては別稿にて触れたい．

(22) ドクトル・シモンズ（1834－1889）．幕末（1859・安政6年）にオランダ改革派教会から派遣されたアメリカ人宣教師．この派遣の翌年にはミッションを離脱して医師に専念する．横浜の十全病院の設立に尽力したり，大学東校で医学を講じる．明治3年に福沢が病気の時，シモンズが診療にあたり以後親交を結ぶ．また日本の社会や歴史に深い関心を持ち，後註24所掲の論文においてもそのことがウィグモアの口を通して伝えられる．晩年は慶応義塾内に住み，福沢は彼が死ぬまで世話をしたという．参照，前掲『慶応義塾大学部の誕生』，2頁．

(23) シモンズがその年の2月に亡くなっていたため来日したウィグモアは彼を直接に知ることはなかった．しかしウィグモアは福沢との対話の中で彼を知ることがあったようで，例えば，1890年（明治23年）2月7日の書簡（日記）の中で福沢とシモンズの論文について話した，と見える．清岡前掲「ウィグモア博士の日記と手紙」，12頁．

(24) "Notes on Land Tenure and Local Institutions in Old Japan", (original paper written by Dr. D. B. Simmons, noted and read, on the 10th Dec.1890 by Wigmore), in : Transactions of the Asiatic Society of Japan, Vol.XIX, 1891.

(25) J. H. Wigmore, "Report by the editor in 1892 to the council of the asiatic society of Japan", in : Transactions of the Asiatic Society of Japan, Vol.XX (supplement), 1892 (Dec.), "Materials for the Study of Private Law in Old Japan, Part 1 (Introduction)" に挙がる日本人名を越える人数の協力がウィグモアを支えていた．別稿にてその「組織編成」について再構成する．

(26) その編纂経緯などを資料的に究明した労作としてここでは，山田好司「ウィグモアと旧司法省編纂近世法制史料」（『法の支配』第56号，1983）を挙げておく．また，奥泉栄三郎「100年を要した『徳川法制資料集』の英訳出版－日本人の生活習慣に光をあてたシカゴのウィグモア博士－」Mid-America Guide, Oct.1987, p.4 も参照のこと．奥泉氏は現シカゴ大学東亜図書館日本部長であり，私の突然の訪問にもかかわらず色々とご教示を賜った．ここに記して感謝したい．

(27) こうした事実は，ボアソナードからウィグモアに宛てた書簡の解読をつうじて明らかになる．この書簡は，前記した「(膨大な) 一般的書簡群〔(massive) general correpondence subseries〕」に収められる．私は近稿にて，本書簡全14通を紹介し，とくに民法典論争期のウィグモアとボアソナードとの「交流」を再現する予定である．

(28) "New Codes and Old Customs", The Japan Weekly Mail, Oct. 29. 1892 (Ⅰ－Ⅲ), Nov. 19 (Ⅳ・Ⅴ), Nov. 26 (Ⅵ－Ⅷ), Dec. 10 (Ⅸ－Ⅺ), Dec. 17 (Ⅻ)．この論文は，村上一博「Japan Weekly Mail（明治25年）掲載の無署名論文『新法典と旧慣（上）』」（『同志社法学』40巻4号，1988）に一部訳出され細かな解題が付される．また，福島正夫「旧民法と慣行の問題」『法史学及び法学の諸問題』日本評論社，1967，（後に，『福島正夫著作集第4巻（民法／土地・登記）』勁草書房，1993に所収）にもこの無署名論文が触れられるが，ウィグモアのものではないことが断言されている．

Ⅱ　二つの契約書－ウィグモアの生活史的コンテクストの枠組

(1)　『慶応義塾百年史　中巻前』, 1960年, 30－31頁.

(2)　この点, 次に掲げるナップを介してのユニテリアン協会とウィグモアとの契約は, 明快である.

(3)　福沢がナップに対して三人の教授の選任を任せた事実を示す最も古い資料は, 1889年（明治22年）２月６日付のナップから友人ジョージ（ユニテリアン協会本部付き）に宛てた書簡であろう（また, 前掲『慶応義塾百年史　中巻前』, 45頁所掲の福沢書簡も参照されたい）. その中でナップは, 書簡日付の当日に「彼（福沢）は私に基金の利子収入を依託して, 教授を選ぶように依頼された. 同時に彼の希望を明言し, 教授には, ユニテリアン的思想を持った人がほしいと言われた」と記した. 前掲『慶応義塾大学部の誕生』, 25頁. なお, こうした福沢とユニテリアン思想との接近は, 次註の会田論文にも詳しいが, 最近では白井堯子「英国国教会宣教師の見た慶応義塾と福澤諭吉－アーサー・ロイドのＳＰＧ宛書簡を中心に」（慶応義塾福沢研究センター編『近代日本研究』第11号, 1995年), 41－49頁が詳論する.

(4)　会田倉吉「宣教師ナップと福沢諭吉」(『史学』第27巻第２・３号, 1953年), 228頁以下に詳しい.

(5)　パラグラフ中の括弧はすべて1889年（明治22年）４月12日付小泉信吉宛書簡からの引用. この書簡は, ナップと福沢のラインで契約条件が話し合われていった経過を示す唯一の資料として貴重である. 前掲『慶応義塾百年史　中巻前』, 45頁. 会田前掲論文, 228－229頁, 前掲『慶応義塾大学部の誕生』, 36－37頁.

(6)　前註３を参照のこと.

(7)　前掲『慶応義塾大学部の誕生』, 30頁.

(8)　前註５に同じ.

(9)　因に, この250ドルとは, 契約書内の円換算率（75セント／１円）に基づけば, 約333円に相当する.

(10)　前註７に同じ.

(11)　さらに一例を挙げれば, 給与の支払いを日本到着後に開始することとしたのも福沢の取り決めによるものであった〔２〕. 彼はナップとの間のそうした内約が, 小泉との交渉において変更されたことを聞き,「又給料の渡し方を米国を去りし其日より払ふ抔の説も有之よし」と小泉に確かめ,「以ての外の次第」と強く戒める. 続けて「此方は旅中の実費一人前を一教師に与へ家族抔は知らずと特に約し置候事に御座候」と念を押すところをみて, この趣旨は契約書中の〔６〕の,「福沢氏は求めがあれば, 東京での居住地を定めるのに

必要な経費をまかなうために，給与の一部をボストンにおいて前払いすることにも合意している．前払金は，初年度給与の月額分に振り分けて回収される」という部分に含意されたと見られよう．また，前掲拙稿「ウィグモアの法律学校」，184－185頁には，契約書中の条項1の前段，すなわち教授監督権などについての検討を踏まえている．参照されたい．

⑿ 2300円という額については，これまでは，1889年（明治22年）12月15日開催の第一期第三回評議員会に示された明治23年度の大学予算，支出の部に3者合計6900円という数が見られることから推知されてはいた．しかしその「条件変更」の経緯は分からなかった．ウィグモアの雇用契約書もそうした史料の間隙を埋めるものではないが，少なくとも契約締結時の時点に遡って2300円が既に決定済みであることを伝える点で新しいといえよう．

⒀ 週20時間で2200円とすれば，時間あたり110円となる．従って2時間の延長は当然220円の給与の割増を伴うものと考えられるが，雇用者により支払われる額が2300円であるとすれば，差し引き120円分が浮かせる形になる．

因に彼らに支払われるこの額は，1890年当時の為替レートの平均値，1ドル0.82円で計算すると，1908年時の associate professorと assistant professor の中間に入る．「アメリカの教授給与は概して低」いとはいえ，「（日本の）庶民から見れば月200円の給料は目のくらむほどの高額であった（年間の庶民生計費ですら200円を超えなかったと推定される）」．以上，西川俊作「G・ドロッパーズの履歴と業績」（『三田商学研究』26巻1号，1983年），113－114頁註17，18を参照．

なお，1890年（明治23年）当時に日本に在留していた「私傭外国人」に支払われていた月俸の平均額は，90円程度であった．これに対し「官傭外国人」には，月平均217円以上が支払われており，月俸約200円という額は，私立学校とすればかなり破格の条件であったことが分かる（梅渓昇『お雇い外国人 1 概説』鹿島研究所出版会，1967年，52－53頁所掲の表より算出）．

⒁ 〔7〕の日付欄が空欄書き込み式になっている点など，本契約書の雛型的性格を物語ってはいないだろうか．

⒂ 以上，会田前掲「宣教師ナップと福沢諭吉」に詳しい．また白井前掲「英国国教会宣教師の見た慶応義塾と福沢諭吉」，41頁以下も参照のこと．しかしナップの側からしてみれば，むろん福沢は有力な支持者に違いはなく，本国宛の彼の書簡には，どれも日本伝道への意欲がみなぎっている（前掲『慶応義塾大学部の誕生』所収の彼の書簡参照）．

⒃ "The Japan Weekly Mail", Jan. 18, 1890. なお，このウィグモアの記事には1月6日の日付が入っており，批判対象の記事は1月4日付同紙のもの

であることが冒頭に触れられるが，この日付は〝デイリー〟のものであって〝ウィークリー〟のものではない．

(17) 1889年（明治22年）2月12日付，レイノルズ宛ナップ書簡．前掲『慶応義塾大学部の誕生』，29頁．

(18) 1890年（明治23年）1月22日付，ジョージ宛ナップ書簡には，「新任の教授達を選ぶ際に示したように，度量が広く相手の志向を尊重するユニテリアン主義の精神，すなわち，我々は教授の人選に関して全権を委任されていたにも拘わらず，それを宗派のために利用することは軽蔑してやらなかったということを，日本人にわかってもらうことができてこれほど嬉しいことはない」とある．前掲『慶応義塾大学部の誕生』，49頁．

(19) 前掲『慶応義塾大学部の誕生』，61頁．

(20) Roalfe, John Henry Wigmore, p. 4 なお，ウィグモアの両親は極めて熱心なクリスチャンであったが，とくに母親はウィグモアが聖職者となることを望んでおり，彼がロースクールに入学したことは彼女を失望させた．また両親は，その伝統的正統的な聖書理解から，ユニテリアンに接近するウィグモアに対ししばしば深い懸念の情を書き送っていたらしい．彼らの表現によれば，ユニテリアン主義と同調する息子は「滅び」の道を歩んでいると理解された．“Letters from Japan, Dec. 3rd, 1889, Feb. 14th, 1890” なお，このユニテリアン主義については，本稿の「結」にて若干触れている．

(21) 会田前掲「宣教師ナップと福沢諭吉」では，本文に掲げた「ゆにてりあん」創刊号のナップの記事を取り上げているにもかかわらず，224頁では「たゞ，結果として，迎えられた三名の教師が，ナップの苦心（？）にも拘わらず，そろいもそろってユニテリアン信奉者であって，これが一層『世間の噂』を高くしたのは否めまい」と記す．こうした理解は，『慶応義塾百年史 中巻前』，49頁においても踏襲され，さらに後掲の『日本キリスト教歴史大事典』の「ユニテリアン」の項においても引用された．ここで言われる「信奉者」とは，ウィグモアに関する限り，いわば「生粋」のユニテリアンとして生まれ育ったわけではないにしても，心情面において，その主義・信条に深く共感を寄せる者，と考えられよう．

(22) 前註16に同じ．

(23) 前掲『慶応義塾大学部の誕生』，25頁．

(24) 1889年（明治22年）2月12日付，レイノルズ宛ナップ書簡．前掲『慶応義塾大学部の誕生』，27頁．なお，本文以下に続く二カ所の引用もこの書簡（『同書』，26－29頁）からである．

(25) 前註と同じ．26－27頁．

(26) 1890年（明治23年）3月19日，レイノルズ宛ナップ書簡．前掲『慶応義塾大学部の誕生』，61頁．

(27) Roalfe, op. cit., pp. 13–20

(28) 前註26に同じ．

(29) 1891年（明治24年）1月17日付，マッコーレーからレイノルズ宛の書簡では，ナップと両教授とは，結局契約が結ばれ，1890年度分として両者には478.5ドルを均分して支払われることが知られる．因にウィグモアの契約書に記される換算率に従えば，ひとり約320円程度という計算になる．

(30) 本節の2－2で述べたように，1890年（明治23年）3月の時点で，ナップはウィグモアと契約を結んだとすれば（前註の書簡），契約書の年が1889年のままであることはおかしい．それにナップは，その契約はいつでも二ケ月前の通知で解約できる，と言っており，これも契約の条項3にある「解約の通知は六ケ月前に書面にて行うこと」なる趣旨とは異なっている．尤も，先のマッコーレーからレイノルズへ宛てた1890年（明治23年）3月20日付の書簡には，「ウィグモア氏はナップ氏と昨年の夏にはっきりした取り決めをした」とあり，本契約書はその時のものであるとの理解も可能であろう．いずれにしても，ウィグモアとの契約が他の二者に先んじて成立したことには間違いがなさそうである．

(31) 日本ユニテリアン協会は，1890年（明治23年）3月に『ゆにてりあん』を創刊する以前に，"Akebono" という雑誌を刊行しており，ウィグモアらもこの出版事業に携わっていたという（Wigmore, "Education As An Aim in Itself", in : The Japan Weekly Mail, Jan. 18, 1890）．私はこの雑誌については所在を確かめ得ない．大方のご教示を賜りたい．

(32) 『ゆにてりあん』第2号，1890年（明治23年）4月1日刊，40頁以下，雑報「本誌発行之祝宴」を参照のこと．

(33) 『ゆにてりあん』第3号，1890年（明治23年）5月1日刊，11－16頁．

(34) 『同前』第6号，1890年（明治23年）8月1日刊，39－41頁．

(35) 『同前』第7号，1890年（明治23年）9月1日刊，34－39頁．

(36) 『同前』第10号，1890年（明治23年）12月1日刊，13－17頁．

(37) 『同前』第12号，1891年（明治24年）2月1日刊，14－17頁．

(38) ナップを補佐するためにウィグモアらと来日したユニテリアン派の宣教師．やはり福沢と親交を持ち，一時，三田山上に彼の住居が構えられたこともあったという．

(39) 『日本ゆにてりあん弘道会第一回年報』1892年（明治25年）2月26日発行，76頁．

(40) 「教授は昨秋以来七名にて教授し来りしが，本年一月以来教授ウヰグモア氏帰国せられたるを以て目下六名にて日々の課業を分担教授せり」，前掲『日本ユニテリアン弘道会第二回年報』1893年発刊，50頁．なお彼の「倫理学」の講座の後任は大西祝であった．

(41) 前掲『日本ゆにてりあん弘道会第一回年報』，70頁．

(42) 前掲『慶応義塾大学部の誕生』，72頁．

(43) 1890年（明治23年）3月19日付書簡，『同前』，61頁．

(44) ナップからエリオットに宛てた，1890年（明治23年）11月28日付書簡．前掲『慶応義塾大学部の誕生』，76頁．

(45) 三人の教授とユニテリアン協会との関係については，西川俊作『大学部開設百年－福沢記念選書45－』慶応義塾大学，1989年，27頁以下でも触れられる．

結

(1) 『日本キリスト教歴史大辞典』教文館，1988年，1457頁，「ユニテリアン」の項（鈴木範久氏執筆）．

(2) 前掲『日本ユニテリアン弘道会第一回年報』，25頁．

(3) 「ゆにてりあん教根本の主義」の第七として，「世界の各宗教は皆交友にして各々長所ありと雖とも盡く同一の本源と同一の目的を有するものなり」と宣言される（前掲『ゆにてりあん』第1号より）．

(4) 「ユニテリアン雑誌に寄す」（前掲『ゆにてりあん』第1号），21頁．彼はまた既成宗教のあり方を論じ「専ら天に事ふるの儀式義務を説て，人に交わり家に居るの法を等閑に附するものあり，甚しきは現在の家を地獄にして，一蹶直ちに未来の極楽往生を期するものなきにあらず，感服せさる所なり」とも述べている（20－21頁）．

(5) ここでは比較思想史研究会編『人間と宗教－近代日本人の宗教観』東洋文化出版，1982年，小泉仰氏の執筆による第一章「啓蒙思想家の宗教観」，54頁以下の「福沢諭吉の宗教観」を参照されたい．

〔1996・11・3稿〕

［付記］

本稿脱稿後、慶応義塾大学経済学部教授土屋博政氏より、ユニテリアン協会の組織や関連人物及びその評価などについて，懇切なるご教示を賜った．さら

に，校正段階にあった土屋教授の「ウイリアム・リスカムとユニテリアン主義」(『慶応義塾大学日吉紀要英語英米文学』No. 30, 1997掲載予定) をも出版社を通して快く送付して戴いた．同論文ではユニテリアン主義についての極めて興味深い叙述が展開され，大学部開設時を扱う関係から本稿とも重なる論点が少なくない．こうした土屋教授の学恩に心からの謝意を表したい．

なお，土屋教授よりのご教示は本稿を校正する段階で参考にさせて戴き，明らかに不適切と思われる表現等，一部を改めることができたが，もとより史実の解釈や評価などは微妙に異なることもあろう．読者におかれては同教授の上記論文を是非とも一読されたい．そしていうまでもなく，本稿の文責はすべて私が負うものである．

(いわたに　じゅうろう　　法学部助教授)